

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の2第1項の規定により、準都市計画区域を次のとおり指定します。

平成21年7月1日

佐賀県知事 古 川 康

1 準都市計画区域の名称

みやき準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

三養基郡みやき町大字西島、大字坂口、大字天建寺、大字市武、大字寄人及び大字東津の全部並びに大字簔原及び大字原古賀の各一部

(佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課及び鳥栖土木事務所に備え置く準都市計画区域図のとおり)